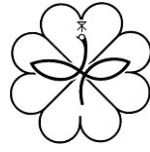


5月12日は「民生委員・児童委員の日」

民生委員・児童委員の日」とは…



民生委員制度は、大正6（1917）年、岡山県で創設された「済世顧問制度」を源とし、翌大正7年に大阪府で創設された「方面委員制度」が前身になっています。

済世顧問の設置に関する規程が交付されたのが大正6年5月12日であることから、この日を「民生委員・児童委員の日」としています。

民生委員・児童委員について、より多くの人びとに知ってもらうこと、また民生委員・児童委員の意識を高めることを目的としています。

全国民生委員児童委員連合会（全民児連）は、毎年、5月12日を「民生委員・児童委員の日」としています。

また、この日からの1週間（5月12日～18日）を「活動強化週間」と定め、民生委員・児童委員制度やその役割を積極的にPRする期間としています。

民生委員・児童委員の存在や活動を、より多くの人びとに知ってもらえるよう、全国各地においてさまざまな広報活動が展開されます。 [「ぜんみんじれん」](#)で 🔍 検索

全民児連HP (<https://www2.shakyo.or.jp/zenminjiren/>) ⇒お知らせ⇒令和7年度「民生委員・児童委員の日」について

大阪市内でもPRポスターの掲示、スローガン「支えあう 住みよい社会 地域から」を掲げた懸垂幕の掲出、PRチラシ・グッズの配布による啓発活動を実施します。

「令和7年度 民生委員・児童委員の日 活動強化週間」における大阪市各区・地区での取組予定は以下のとおりです。

支えあう 住みよい社会 地域から
大阪市・大阪市民生委員児童委員協議会

